

【条件不利地域（市長が別に定める地域）】

島根県中山間地域活性化基本条例施行規則(平成11年島根県規則第22号)第2条に規定する区域から、古志町、東園町、西園町、外園町、長浜町、西郷町、湖陵町大池、湖陵町板津、湖陵町差海、大社町瑤堪、大社町菱根、大社町入南、大社町中荒木、大社町北荒木、大社町修理免、大社町杵築東、大社町杵築南、大社町杵築西、及び大社町杵築北を除き、久多見町、野石谷町、上岡田町を加えた下記の区域をいう。

記

【対象地域】

地域	地区	町名
出雲	上津	西谷町、上島町、船津町
	稗原	野尻町、稗原町、宇那手町
	朝山	馬木町、朝山町、所原町、見々久町、馬木北町
	乙立	乙立町
平田	西田	本庄町、万田町、奥宇賀町
	鰐淵	河下町、唐川町、別所町、猪目町
	久多見	久多見町、野石谷町、上岡田町
	桧山	多久谷町、多久町
	東	園町、鹿園寺町、小境町
	北浜	小津町、十六島町、釜浦町、塩津町、美保町
	佐香	三津町、小伊津町、坂浦町
	伊野	地合町、野郷町、美野町
佐田	須佐	<u>全域</u> (佐田町朝原、佐田町須佐、佐田町原田、佐田町大呂、佐田町反邊、佐田町吉野)
	窪田	<u>全域</u> (佐田町一窪田、佐田町毛津、佐田町佐津目、佐田町高津屋、佐田町下橋波、佐田町上橋波、佐田町東村、佐田町八幡原)
多伎	多伎	<u>全域</u> (多伎町神原、多伎町奥田儀、多伎町口田儀、多伎町小田、多伎町多岐、多伎町久村)
湖陵	湖陵	湖陵町畑村
大社	日御碕	大社町日御碕、大社町宇龍
	鵜鷺	大社町鷺浦、大社町鵜峠
斐川	荘原	斐川町学頭
	阿宮	斐川町阿宮